

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（①農林水産業関係）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 24） （法人住民税：義、法人事業税：義）（地方税 25）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税 24） （住民税：外（自動連動））（地方税）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 農林漁業者及び中小企業者（以下「農林漁業者等」という。）が経営改善設備を取得した場合の以下の特別償却及び税額の特別控除の選択適用制度。 (1) 対象業種： 農業、林業、漁業等 (2) 対象事業者： 青色申告書を提出する農林漁業者等 (3) 対象設備： i 建物附属設備（取得価額 1 台 60 万円以上） ii 器具・備品（取得価額 1 台 30 万円以上） (4) 特 例 内 容： 取得価額の 30% の特別償却又は 7 % の税額控除を選択適用。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日までとする。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 2 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 2 租税特別措置法施行規則第 5 条の 10 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 3、第 68 条の 15 の 4 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 3、第 39 条の 45 の 4 租税特別措置法施行規則第 20 条の 8、第 22 条の 30
5	担当部局		生産局 技術普及課、畜産部 畜産企画課、政策統括官付 農産企画課／林野庁 林政部 経営課、林政部 木材産業課／水産庁 漁政部 水産経営課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 2 年 5 ～ 8 月 分析対象期間：平成 29 年度～令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 25 年度 創設 平成 27 年度 2 年間の延長 平成 29 年度 2 年間の延長 平成 31 年度 経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年 2 %

			以上になる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを適用要件に加えた上で2年間の延長
8	適用又は延長期間		2年間（令和3年度～4年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費税率の引上げ、新型コロナウイルス感染症の影響による農林漁業者等の経営への悪影響を最小限に抑え、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っている農林漁業者等の経営の安定と活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○ 社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定） ・ 中小企業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。 ○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」（平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部決定） V. 税制上・予算上の措置等 ・ その他、消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。 ○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更について（令和2年4月20日閣議決定） 第1章 経済の現状認識と本経済対策の考え方 II 経済対策の考え方 ＜2つのフェーズ＞ 本経済対策は、（中略）投資の喚起の両面から変転攻勢策を講ずる段階である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展

			[政策分野] ⑨需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 ⑩林業の持続的かつ健全な発展、⑪林産物の供給及び利用の確保 ⑫漁業経営の安定														
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 消費税率の引上げ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農林水産業の業務改善等に向けた設備やシステムの導入を図り、農林漁業者等の経営の安定と活性化を図る。	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 [測定指標] 上記の《租税特別措置等により達成しようとする目標》により、設備の導入・更新が促進されることから、本特例措置を受けた投資額を測定指標とする。 なお、当該測定指標は、経済情勢など他の要因の影響を受けるものであることから、本特例措置の寄与の度合いを定量的に特定することは困難である。 本特例措置により、消費税率の引上げ、新型コロナウイルス感染症の影響による農林水産業の業務改善等に向けた設備やシステムの導入が促進され、農林漁業者等の経営の安定と活性化が期待される。 単位：百万円 <table><tr><th>項目</th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2 年度 (推計)</th><th>令和 3 年度 (推計)</th><th>令和 4 年度 (推計)</th></tr><tr><td>投資額</td><td>142</td><td>154</td><td>141</td><td>141</td><td>141</td><td>141</td></tr></table> ※ 農林水産省調べ ※ 平成 29～令和元年度の投資額については、1 台当たりの取得価額に適用件数を乗じて計算した推計値。（取得価額及び適用件数の考え方については、別紙 1、3、5 参照） ※ 令和 2～4 年度（推計）の投資額については、令和元年度の実績を基に推計している。（別紙 1、3、5 参照）	項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (推計)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	投資額	142	154	141	141	141	141
項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (推計)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)											
投資額	142	154	141	141	141	141											
10	有効性等	① 適用数	単位：件 <table><tr><th>項目</th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2 年度 (推計)</th><th>令和 3 年度 (推計)</th><th>令和 4 年度 (推計)</th></tr><tr><td>適用数</td><td>66</td><td>66</td><td>63</td><td>63</td><td>63</td><td>63</td></tr></table> ※ 農林水産省調べ。算出根拠については、別添 1 のとおり。 ※ 本特例措置の適用対象は、農林漁業者等であるが、実績として想定外に偏っているものではない。 ※ 平成 29～令和元年度の適用数については、租税特悦措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、当省が対象としている業種の把握が困難なことから、農林	項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (推計)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	適用数	66	66	63	63	63	63
項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (推計)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)											
適用数	66	66	63	63	63	63											

		水産省による協同組合等に対する調査によって集計した実績値及び推計値を使用している。 ※ 令和２～４年度の適用数については、令和元年度の実績を基に推計している。（別紙１、３、５参照） ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税の適用数は同一。																												
②	適用額	単位：百万円 <table><tr><th>項目</th><th>平成 29 年度 （実績）</th><th>平成 30 年度 （実績）</th><th>令和 元年度 （実績）</th><th>令和 2 年度 （推計）</th><th>令和 3 年度 （推計）</th><th>令和 4 年度 （推計）</th></tr><tr><td>法人税</td><td>142</td><td>154</td><td>141</td><td>141</td><td>141</td><td>141</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>7</td><td>8</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>8</td><td>8</td><td>7</td><td>7</td><td>9</td><td>9</td></tr></table> ※ 農林水産省調べ。 ※ 租税特悦措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、当省が対象としている業種の把握が困難なことから、農林水産省による協同組合等に対する調査によって集計した実績値及び推計値を使用している。 ※ 平成 29～令和元年度の法人税については、１台当たりの取得価額に適用件数を乗じて計算した推計値。（取得価額及び適用件数の考え方については、別紙１、３、５参照） ※ 令和２～４年度の法人税については、令和元年度の実績を基に推計している。（別紙１、３、５参照） ※ 平成 29～令和４年度の法人事業税、法人住民税の考え方については別紙２、４、６参照。	項目	平成 29 年度 （実績）	平成 30 年度 （実績）	令和 元年度 （実績）	令和 2 年度 （推計）	令和 3 年度 （推計）	令和 4 年度 （推計）	法人税	142	154	141	141	141	141	法人事業税	7	8	7	7	7	7	法人住民税	8	8	7	7	9	9
項目	平成 29 年度 （実績）	平成 30 年度 （実績）	令和 元年度 （実績）	令和 2 年度 （推計）	令和 3 年度 （推計）	令和 4 年度 （推計）																								
法人税	142	154	141	141	141	141																								
法人事業税	7	8	7	7	7	7																								
法人住民税	8	8	7	7	9	9																								
③	減収額	単位：百万円 <table><tr><th>項目</th><th>平成 29 年度 （実績）</th><th>平成 30 年度 （実績）</th><th>令和 元年度 （実績）</th><th>令和 2 年度 （推計）</th><th>令和 3 年度 （推計）</th><th>令和 4 年度 （推計）</th></tr><tr><td>国税</td><td>7.6</td><td>8.2</td><td>7.4</td><td>7.4</td><td>8.6</td><td>8.6</td></tr><tr><td>地方税</td><td>4.0</td><td>4.3</td><td>3.3</td><td>3.3</td><td>4.7</td><td>4.7</td></tr></table> ※ 農林水産省推計。 ※ 平成 29 年度～令和元年度の減収額については、租税特悦措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、当省が対象としている業種の把握が困難なことから、農林水産省による協同組合等に対する調査によって集計した実績値及び推計値を使用している。 ※ 国税、地方税の減収額の算出根拠については、別添１参照。 ※ 令和２年～４年度の減収額については、令和元年度の実績を基に推計している。（国税は別紙１、３、５参照。地方税は別紙２、４、６参照。）	項目	平成 29 年度 （実績）	平成 30 年度 （実績）	令和 元年度 （実績）	令和 2 年度 （推計）	令和 3 年度 （推計）	令和 4 年度 （推計）	国税	7.6	8.2	7.4	7.4	8.6	8.6	地方税	4.0	4.3	3.3	3.3	4.7	4.7							
項目	平成 29 年度 （実績）	平成 30 年度 （実績）	令和 元年度 （実績）	令和 2 年度 （推計）	令和 3 年度 （推計）	令和 4 年度 （推計）																								
国税	7.6	8.2	7.4	7.4	8.6	8.6																								
地方税	4.0	4.3	3.3	3.3	4.7	4.7																								

④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置によって、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進され、農林漁業者等の売上げを維持・向上することによって経営の安定及び地域の活性化が図られている。引き続き、農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を図るため、本特例措置を継続する必要がある。 本特例措置により、農林漁業者等が行った投資額 単位：百万円 <table><tr><th>項目</th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2 年度 (推計)</th><th>令和 3 年度 (推計)</th><th>令和 4 年度 (推計)</th></tr><tr><td>投資額</td><td>142</td><td>154</td><td>141</td><td>141</td><td>141</td><td>141</td></tr></table> ※ 農林水産省調べ。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 これまでの利用実績として本特例措置の適用を受けた農業者においては、パイプハウスの購入により生産性・品質の向上、林業者においてはデジタルコンパスの購入により作業効率の向上、漁業者においては魚群探知機の購入により生産性・作業効率の向上の活用実績がある。また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの活用者の意見も寄せられており、農林漁業者の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。 仮に本特例措置が延長されなかった場合、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が抑制され、農林漁業者等の売上げの減少が見込まれる。 その結果、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っている農林漁業者等の経営の安定及び地域の活性化に影響が及ぶこととなる。	項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (推計)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	投資額	142	154	141	141	141	141														
	項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (推計)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)																						
	投資額	142	154	141	141	141	141																						
	⑤ 税収減を是認する理由等	単位：百万円 <table><tr><th>項目</th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2 年度 (推計)</th><th>令和 3 年度 (推計)</th><th>令和 4 年度 (推計)</th></tr><tr><td>減収額</td><td>11.6</td><td>12.5</td><td>10.7</td><td>10.7</td><td>13.3</td><td>13.3</td></tr><tr><td>投資額</td><td>84</td><td>92</td><td>84</td><td>84</td><td>84</td><td>84</td></tr><tr><td>経済波及 効果</td><td>89</td><td>97</td><td>89</td><td>89</td><td>89</td><td>89</td></tr></table> ※ 経済波及効果の計算方法として、農林水産省調査によって得られた投資額及び取得設備等の情報を用いるとともに「平成 27 年産業連関表分析用ファイル」の逆行係数（98 部門）」を使用している。 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添 5 参照。	項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (推計)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	減収額	11.6	12.5	10.7	10.7	13.3	13.3	投資額	84	92	84	84	84	84	経済波及 効果	89	97	89	89	89
項目		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (推計)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)																						
減収額		11.6	12.5	10.7	10.7	13.3	13.3																						
投資額		84	92	84	84	84	84																						
経済波及 効果	89	97	89	89	89	89																							

			※ 投資額が国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 ※ 寄与度については、中小企業庁が行った委託事業（※：平成 30 年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告書）によって税制措置による設備投資の押上げ（下支え）効果としては、税制措置があることによって約 6 割の企業の投資判断を後押しするとのアンケート結果があり、本アンケートが対象とした税制措置と本措置には設備投資の促進及び主たる調査対象が中小企業者という点から一定の関連があると考えられることから、本措置も 6 割の押上げに寄与（寄与率 6 割）していると仮定して効果を算出した。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、消費税率引上げ及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境にある農林漁業者等を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。 また、設備投資に当たり、認定経営革新等支援機関等から経営改善指導及び助言を受けることを本特例措置の要件としており、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等における設備投資の促進を目的とする税制としては、中小企業投資促進税制があるが、当該税制は、機械・装置の投資促進によって主として生産性の向上を目的としている。 これに対して、本特例措置は、農林漁業者等の経営の安定化・活性化を目的としており、対象設備も、建物附属設備や器具・備品としていることから、制度の目的及び対象設備が異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置によって、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担う農林漁業者等による設備の導入が促進され、売上げを維持・向上することによって経営の安定及び地域の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月

政策評価体系

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じて、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	1 食料の安定供給の確保	①新たな価値の創出による需要の開拓
		②グローバルマーケットの戦略的な開拓
		③消費者と食・農とのつながりの深化
		④食品の安全確保と消費者の信頼の確保
		⑤総合的な食料安全保障の確立(※)
	2 農業の持続的な発展	⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化
		⑦農地集積・集約化と農地の確保
		⑧農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備
		⑨需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
		⑩農業のデジタルトランスフォーメーションの推進(※)
		⑪イノベーション創出・技術開発の推進(※)
		⑫環境政策の推進
	3 農村の振興	⑬地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
		⑭農村に人が住み続けるための条件整備
		⑮農村を支える新たな動きや活力の創出
	4 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応	⑯東日本大震災からの復旧・復興
		⑰大規模自然災害への備え
		⑱大規模自然災害からの復旧(※)
	5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	⑲森林の有する多面的機能の発揮
		⑳林業の持続的かつ健全な発展
		㉑林産物の供給及び利用の確保
	6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	㉒水産資源の回復
		㉓漁業経営の安定
		㉔漁村の健全な発展
	7 横断的に関係する政策	㉕政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進(※)

※ 総合評価を行う政策分野

減税見込額積算資料

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）【総括表】
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
根拠法	措法10の5の2,42の12の3,68の15の4

1. 適用実績及び適用見込み

(事業体、百万円)

区 分	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)
対象者数	8,842	8,342	8,442	8,442	8,442	8,442
協同組合						
経営体（法人）	8,842	8,342	8,442	8,442	8,442	8,442
適用件数	66	66	63	63	63	63
特別償却	29	30	29	29	29	29
協同組合						
経営体（法人）	29	30	29	29	29	29
税額控除	37	36	34	34	34	34
協同組合						
経営体（法人）	37	36	34	34	34	34
減税額	11.6	12.5	10.7	10.7	13.3	13.3
国 税	7.6	8.2	7.4	7.4	8.6	8.6
法人税	7.6	8.2	7.4	7.4	8.6	8.6
特別償却	4.3	4.5	4.3	4.3	5.5	5.5
協同組合						
経営体（法人）	4.3	4.5	4.3	4.3	5.5	5.5
税額控除	3.3	3.7	3.1	3.1	3.1	3.1
協同組合						
経営体（法人）	3.3	3.7	3.1	3.1	3.1	3.1
地方税	4.0	4.3	3.3	3.3	4.7	4.7
法人住民税	1.0	1.1	0.5	0.5	0.6	0.6
特別償却	0.5	0.6	0.3	0.3	0.4	0.4
協同組合						
経営体（法人）	0.5	0.6	0.3	0.3	0.4	0.4
税額控除	0.5	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2
協同組合						
経営体（法人）	0.5	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2
法人事業税	3.0	3.2	2.8	2.8	4.1	4.1
特別償却	3.0	3.2	2.8	2.8	4.1	4.1
協同組合						
経営体（法人）	3.0	3.2	2.8	2.8	4.1	4.1

2. 適用実績の出店及び適用見込の積算根拠

別添2～4のとおり。

3. 適用税率の考え方

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人税						
協同組合						
経営体（法人）	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	19.0%	19.0%
法人住民税 （法人税割）						
協同組合						
経営体（法人）	12.9%	12.9%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%
法人事業税 （所得割）						
協同組合						
経営体（法人）	6.7%	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%
地方法人特別税						
協同組合						
経営体（法人）	43.2%	43.2%				
特別法人事業税						
協同組合						
経営体（法人）			37.0	37.0%	37.0%	37.0%

減税見込額積算資料

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）【農業関係】
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
根拠法	措法10の5の2,42の12の3,68の15の4

1. 適用実績及び適用見込み

(事業体、百万円)

区 分	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)
対象者数	2,700	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000
農業協同組合						
農業経営体（法人）	2,700	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000
適用件数	10	12	9	9	9	9
特別償却	3	4	3	3	3	3
農業協同組合						
農業経営体（法人）	3	4	3	3	3	3
税額控除	7	8	6	6	6	6
農業協同組合						
農業経営体（法人）	7	8	6	6	6	6
減税額	1.0	2.2	0.9	0.9	1.0	1.0
国 税	0.8	1.6	0.8	0.8	0.9	0.9
法人税	0.8	1.6	0.8	0.8	0.9	0.9
特別償却	0.2	0.4	0.2	0.2	0.3	0.3
農業協同組合						
農業経営体（法人）	0.2	0.4	0.2	0.2	0.3	0.3
税額控除	0.6	1.2	0.6	0.6	0.6	0.6
農業協同組合						
農業経営体（法人）	0.6	1.2	0.6	0.6	0.6	0.6
地方税	0.2	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1
法人住民税	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
特別償却	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
農業協同組合						
農業経営体（法人）	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
税額控除	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
農業協同組合						
農業経営体（法人）	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
法人事業税	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1
特別償却	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1
農業協同組合						
農業経営体（法人）	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1

2. 適用実績の出店及び適用見込の積算根拠

別紙1、別紙2のとおり

減税見込額積算資料

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）【林業関係】
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
根拠法	措法10の5の2,42の12の3,68の15の4

1. 適用実績及び適用見込み

(事業体、百万円)

区 分	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)
対象者数	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
森林組合						
林業事業体（法人）	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
適用件数	1	0	0	0	0	0
特別償却	0	0	0	0	0	0
森林組合						
林業事業体（法人）	0	0	0	0	0	0
税額控除	1	0	0	0	0	0
森林組合						
林業事業体（法人）	1	0	0	0	0	0
減税額	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国 税	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
法人税	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別償却	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
森林組合						
林業事業体（法人）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
税額控除	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
森林組合						
林業事業体（法人）	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方税	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
法人住民税	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別償却	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
森林組合						
林業事業体（法人）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
税額控除	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
森林組合						
林業事業体（法人）	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
法人事業税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別償却	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
森林組合						
林業事業体（法人）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2. 適用実績の出店及び適用見込の積算根拠

別紙3、別紙4のとおり

減税見込額積算資料

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）【漁業関係】
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
根拠法	措法10の5の2,42の12の3,68の15の4

1. 適用実績及び適用見込み

(事業体、百万円)

区 分	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)
対象者数	5,000	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
漁業協同組合						
漁業経営体（法人）	5,000	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
適用件数	55	54	54	54	54	54
特別償却	26	26	26	26	26	26
漁業協同組合						
漁業経営体（法人）	26	26	26	26	26	26
税額控除	29	28	28	28	28	28
漁業協同組合						
漁業経営体（法人）	29	28	28	28	28	28
減税額	10.4	10.3	9.8	9.8	12.3	12.3
国 税	6.7	6.6	6.6	6.6	7.7	7.7
法人税	6.7	6.6	6.6	6.6	7.7	7.7
特別償却	4.1	4.1	4.1	4.1	5.2	5.2
漁業協同組合						
漁業経営体（法人）	4.1	4.1	4.1	4.1	5.2	5.2
税額控除	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
漁業協同組合						
漁業経営体（法人）	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
地方税	3.7	3.7	3.2	3.2	4.6	4.6
法人住民税	0.8	0.8	0.5	0.5	0.6	0.6
特別償却	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
漁業協同組合						
漁業経営体（法人）	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
税額控除	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
漁業協同組合						
漁業経営体（法人）	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
法人事業税	2.9	2.9	2.7	2.7	4.0	4.0
特別償却	2.9	2.9	2.7	2.7	4.0	4.0
漁業協同組合						
漁業経営体（法人）	2.9	2.9	2.7	2.7	4.0	4.0

2. 適用実績の出店及び適用見込の積算根拠

別紙5、別紙6のとおり

減税見込額積算資料（3 年度要望）

[法人税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（農業経営体（法人）関係）	令和 3 年度減税見込額 0.9 百万円
--	-------------------------

（根拠条項：措法 42 の 12 の 3、措法 68 の 15 の 4）

1. 減税見込額等の積算

（1）対象者数

（令和元年度）

農業経営体のうち、年間販売金額 1 千万円以上の法人経営体数 … 3.0 千経営体（※1）

（平成 30 年度）

農業経営体のうち、年間販売金額 1 千万円以上の法人経営体数 … 2.9 千経営体（※1）

（平成 29 年度）

農業経営体のうち、年間販売金額 1 千万円以上の法人経営体数 … 2.7 千経営体（※1）

（※1）年間販売金額 1 千万円以上の経営体数に法人経営体比率を乗じて算出（「平成 29～令和元年農業構造動態調査」（農水省））。

（令和元年度） $137.2 \text{ 千人} \times 2.2\% = 3.0 \text{ 千経営体}$ （平成 30 年度） $138.3 \text{ 千人} \times 2.1\% = 2.9 \text{ 千経営体}$ （平成 29 年度） $135.1 \text{ 千人} \times 2.0\% = 2.7 \text{ 千経営体}$

* 全法人を青色申告者と仮定

（2）適用件数

（令和元年度）

総合農協数 610 農協（令和 2 年 4 月 1 日現在）のうち、抽出による 251 農協（約 4 割）へ傘下組合員（農業経営体（法人））の適用状況を聞き取り調査した結果、適用件数 3 件、合計取得価額約 4.5 百万円の実績あり。

上記実績から全農業経営体（法人）の適用状況を推計

適用件数… $3 \text{ 件} \times (610 \text{ 農協} / 251 \text{ 農協}) \times 1.2 \text{ (※2)} = 9 \text{ 件}$

①特別償却

・適用件数のうち特別償却の割合（※3）… $22 \text{ 件} / 69 \text{ 件} = 31.9\%$ ・特別償却の適用件数 … $9 \text{ 件} \times 31.9\% = 3 \text{ 件}$

②税額控除

・適用件数のうち税額控除の割合（※3）… $47 \text{ 件} / 69 \text{ 件} = 68.1\%$ ・税額控除の適用件数 … $9 \text{ 件} \times 68.1\% = 6 \text{ 件}$

（平成 30 年度）

総合農協数 634 農協（平成 31 年 4 月 1 日現在）のうち、抽出による 251 農協（約 4 割）へ傘下組合員（農業経営体（法人））の適用状況を聞き取り調査した結果、適用件数 4 件、合計取得価額約

8.7 百万円の実績あり。

上記実績から全農業経営体（法人）の適用状況を推計

適用件数… 4 件 × (634 農協 / 251 農協) × 1.2 (※2) = 12 件

①特別償却

- ・ 適用件数のうち特別償却の割合 (※3) … 20 件 / 65 件 = 30.8%
- ・ 特別償却の適用件数 … 12 件 × 30.8% = 4 件

②税額控除

- ・ 適用件数のうち税額控除の割合 (※3) … 45 件 / 65 件 = 69.2%
- ・ 税額控除の適用件数 … 12 件 × 69.2% = 8 件

(平成 29 年度)

総合農協数 668 農協（平成 30 年 4 月 1 日現在）のうち、抽出による 251 農協（約 4 割）へ傘下組合員（農業経営体（個人））の適用状況を聞き取り調査した結果、適用件数 3 件、合計取得価額約 3.5 百万円の実績あり。

上記実績から全農業経営体（個人）の適用状況を推計

適用件数… 3 件 × (668 農協 / 251 農協) × 1.3 (※2) = 10 件

①特別償却

- ・ 適用件数のうち特別償却の割合 (※3) … 15 件 / 53 件 = 28.3%
- ・ 特別償却の適用件数 … 10 件 × 28.3% = 3 件

②税額控除

- ・ 適用件数のうち税額控除の割合 (※3) … 38 件 / 53 件 = 71.7%
- ・ 税額控除の適用件数 … 10 件 × 71.7% = 7 件

(※2) 農協組合員に対する法人の比率

法人組織経営体数（「平成 29～令和元年農業構造動態調査」（農水省））を農協の正組合員数（法人）（「平成 28～30 事業年度総合農協統計表」（農水省））で除して算出。

(令和元年度) $26,100 \div 22,238 = 1.2$

(平成 30 年度) $25,500 \div 20,816 = 1.2$

(平成 29 年度) $24,800 \div 19,298 = 1.3$

(※3) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成 30～令和 2 年 2 月）」（財務省）より平成 28～平成 30 年度における本税制の農林水産業の特別償却と税額控除の割合を使用

(令和元年度) 特別償却：22 件、税額控除：47 件

(平成 30 年度) 特別償却：20 件、税額控除：45 件

(平成 29 年度) 特別償却：15 件、税額控除：38 件

(3) 減税見込額

(令和元年度)

① 1 経営体当たり取得価額 … 令和元年度適用実績による平均値（1.5 百万円）と仮定

② 特別償却による減税見込額

3 件（適用件数）× 1.5 百万円（1 台当たり取得価額）× 30%（特別償却の率）× 15%（法人税率）
= 0.2 百万円

③ 税額控除による減税見込額

6 件（適用件数）× 1.5 百万円（1 台当たり取得価額）× 7%（税額控除の率）

= 0.6 百万円

(平成 30 年度)

① 1 経営体当たり取得価額 …平成 30 年度適用実績による平均値 (2.2 百万円) と仮定

②特別償却による減税見込額

4 件 (適用件数) × 2.2 百万円 (1 台当たり取得価額) × 30% (特別償却の率) × 15% (法人税率)

= 0.4 百万円

③税額控除による減税見込額

8 件 (適用件数) × 2.2 百万円 (1 台当たり取得価額) × 7% (税額控除の率)

= 1.2 百万円

(平成 29 年度)

① 1 経営体当たり取得価額 …平成 29 年度適用実績による平均値 (1.2 百万円) と仮定

②特別償却による減税見込額

3 件 (適用件数) × 1.2 百万円 (1 台当たり取得価額) × 30% (特別償却の率) × 15% (法人税率)

= 0.2 百万円

③税額控除による減税見込額

7 件 (適用件数) × 1.2 百万円 (1 台当たり取得価額) × 7% (税額控除の率)

= 0.6 百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：事業体、百万円)

区 分		29 年度 (推計)	30 年度 (推計)	元年度 (推計)	2 年度 (見込み)	3 年度 (見込み)	4 年度 (見込み)
対 象 者 数		2.7 千	2.9 千	3.0 千	3.0 千	3.0 千	3.0 千
適 用 件 数	特別償却	3 件	4 件	3 件	3 件	3 件	3 件
	税額控除	7 件	8 件	6 件	6 件	6 件	6 件
減税見込額	特別償却	0.2	0.4	0.2	0.2	0.3	0.3
	税額控除	0.6	1.2	0.6	0.6	0.6	0.6

注) 令和 2 年度以降の見込みは、令和元年度の推計値と同数とした。ただし、令和 3 年度以降の法人税率については、19%で計算した。

減税見込額積算資料（3 年度要望）

[法人住民税、法人事業税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の拡充及び延長（農業経営体（法人）関係）	令和 3 年度減税見込額 0.2 百万円
---	-------------------------

（根拠条項：措法 42 の 12 の 3、措法 68 の 15 の 4）

1. 減税見込額等の積算

（1）対象者数

（令和元年度）

農業経営体のうち、年間販売金額 1 千万円以上の法人経営体数 … 3.0 千経営体（※1）

（平成 30 年度）

農業経営体のうち、年間販売金額 1 千万円以上の法人経営体数 … 2.9 千経営体（※1）

（平成 29 年度）

農業経営体のうち、年間販売金額 1 千万円以上の法人経営体数 … 2.7 千経営体（※1）

（※1）年間販売金額 1 千万円以上の経営体数に法人経営体比率を乗じて算出（「平成 29～令和元年農業構造動態調査」（農水省））。

（令和元年度） $137.2 \text{ 千人} \times 2.2\% = 3.0 \text{ 千経営体}$

（平成 30 年度） $138.3 \text{ 千人} \times 2.1\% = 2.9 \text{ 千経営体}$

（平成 29 年度） $135.1 \text{ 千人} \times 2.0\% = 2.7 \text{ 千経営体}$

* 全法人を青色申告者と仮定

（2）適用件数

（令和元年度）

総合農協数 610 農協（令和 2 年 4 月 1 日現在）のうち、抽出による 251 農協（約 4 割）へ傘下組合員（農業経営体（法人））の適用状況を聞き取り調査した結果、適用件 3 件、合計取得価額約 4.5 百万円の実績あり。

上記実績から全農業経営体（法人）の適用状況を推計

適用件数… $3 \text{ 件} \times (610 \text{ 農協} / 251 \text{ 農協}) \times 1.2 \text{ (※2)} = 9 \text{ 件}$

①特別償却

・適用件数のうち特別償却の割合（※3）… $22 \text{ 件} / 69 \text{ 件} = 31.9\%$

・特別償却の適用件数 … $9 \text{ 件} \times 31.9\% = 3 \text{ 件}$

②税額控除

・適用件数のうち税額控除の割合（※3）… $47 \text{ 件} / 69 \text{ 件} = 68.1\%$

・税額控除の適用件数 … $9 \text{ 件} \times 68.1\% = 6 \text{ 件}$

（平成 30 年度）

総合農協数 634 農協（平成 31 年 4 月 1 日現在）のうち、抽出による 251 農協（約 4 割）へ傘下組合員（農業経営体（法人））の適用状況を聞き取り調査した結果、適用件数 4 件、合計取得価額約

8. 7 百万円の実績あり。

上記実績から全農業経営体（法人）の適用状況を推計

適用件数… 4 件 × (634 農協 / 251 農協) × 1.2 (※2) = 12 件

① 特別償却

- ・ 適用件数のうち特別償却の割合 (※3) … 20 件 / 65 件 = 30.8%
- ・ 特別償却の適用件数 … 12 件 × 30.8% = 4 件

② 税額控除

- ・ 適用件数のうち税額控除の割合 (※3) … 45 件 / 65 件 = 69.2%
- ・ 税額控除の適用件数 … 12 件 × 69.2% = 8 件

(平成 29 年度)

総合農協数 668 農協 (平成 30 年 4 月 1 日現在) のうち、抽出による 251 農協 (約 4 割) へ傘下組合員 (農業経営体 (個人)) の適用状況を聞き取り調査した結果、適用件数 3 件、合計取得価額約 3.5 百万円の実績あり。

上記実績から全農業経営体 (個人) の適用状況を推計

適用件数… 3 件 × (668 農協 / 251 農協) × 1.3 (※2) = 10 件

① 特別償却

- ・ 適用件数のうち特別償却の割合 (※3) … 15 件 / 53 件 = 28.3%
- ・ 特別償却の適用件数 … 10 件 × 28.3% = 3 件

② 税額控除

- ・ 適用件数のうち税額控除の割合 (※3) … 38 件 / 53 件 = 71.7%
- ・ 税額控除の適用件数 … 10 件 × 71.7% = 7 件

(※2) 農協組合員に対する法人の比率

法人組織経営体数 (「平成 29～令和元年農業構造動態調査」(農水省)) を農協の正組合員数 (法人) (「平成 28～30 事業年度総合農協統計表」(農水省)) で除して算出。

(令和元年度) $26,100 \div 22,238 = 1.2$

(平成 30 年度) $25,500 \div 20,816 = 1.2$

(平成 29 年度) $24,800 \div 19,298 = 1.3$

(※3) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成 30～令和 2 年 2 月)」(財務省) より平成 28～平成 30 年度における本税制の農林水産業の特別償却と税額控除の割合を使用

(令和元年度) 特別償却 : 22 件、税額控除 : 47 件

(平成 30 年度) 特別償却 : 20 件、税額控除 : 45 件

(平成 29 年度) 特別償却 : 15 件、税額控除 : 38 件

(3) 減税見込額

ア. 法人住民税

(令和元年度)

① 特別償却による減税見込額

0.2 百万円 (法人税の減収見込み) × 7% (法人割税率)
= 0.0 百万円

② 税額控除による減税見込額

0.6 百万円 (法人税の減収見込み) × 7% (法人割税率)

= 0.0 百万円

(平成 30 年度)

①特別償却による減税見込額

0.4 百万円 (法人税の減収見込み) × 12.9% (法人割税率)

= 0.1 百万円

②税額控除による減税見込額

1.2 百万円 (法人税の減収見込み) × 12.9% (法人割税率)

= 0.2 百万円

(平成 29 年度)

①特別償却による減税見込額

0.2 百万円 (法人税の減収見込み) × 12.9% (法人割税率)

= 0.0 万円

②税額控除による減税見込額

0.6 百万円 (法人税の減収見込み) × 12.9% (法人割税率)

= 0.1 百万円

イ. 法人事業税 (特別償却による減収見込み)

(令和元年度)

法人事業税 1.4 百万円 (法人税の課税標準の減少額) (※4) × 7% (税率) = 0.1 百万円

地方法人特別税 0.1 百万円 (法人事業税の減収額) × 37% (税率) = 0.0 百万円

(平成 30 年度)

法人事業税 2.6 百万円 (法人税の課税標準の減少額) (※4) × 6.7% (税率) = 0.2 百万円

地方法人特別税 0.2 百万円 (法人事業税の減収額) × 43.2% (税率) = 0.1 百万円

(平成 29 年度)

法人事業税 1.1 百万円 (法人税の課税標準の減少額) (※4) × 6.7% (税率) = 0.1 百万円

地方法人特別税 0.1 百万円 (法人事業税の減収額) × 43.2% (税率) = 0.0 百万円

(※4) 法人税の課税標準の減収額 = 適用法人数 (適用件数) × 1 件あたりの取得額 × 特別償却率 (30%)

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：事業体、百万円)

区 分		29年度 (推計)	30年度 (推計)	元年度 (推計)	2年度 (見込み)	3年度 (見込み)	4年度 (見込み)
対 象 者 数		2.7千	2.9千	3.0千	3.0千	3.0千	3.0千
適 用 件 数	特別償却	3件	4件	3件	3件	3件	3件
	税額控除	7件	8件	6件	6件	6件	6件
減税見込額	法人住民税 (特別償却)	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	法人住民税 (税額控除)	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	法人事業税	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1

注) 令和2年度以降の見込みは、令和元年度の推計値と同数とした。

注) 平成29年度～令和元年度の法人事業税には地方法人特別税を含む。

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（林業関係）【林業事業体（法人）】
税目	法人税
根拠法	措42の12の3, 68の15の4

1. 適用実績及び適用見込み

区分		平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	令和元年度 (推計)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)
対象者数		1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
適用件数 (件)	特別償却	0	0	0	0	0	0
	税額控除	1	0	0	0	0	0
減収額合計 (百万円)	特別償却	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	税額控除	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1件あたり減収額 (百万円)	特別償却	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	税額控除	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2. 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

(平成29年度)

①対象者数

○本特例の対象者を事業収入1,000万円以上の者と仮定する 2,134事業体（※1）

○林業事業体(素材生産量1,000m3以上)のうち、法人の割合(※2)

・個人事業体数… 584事業体 ・法人事業体数… 673事業体
 673事業体 / (584事業体 + 673事業体) = 53.5%

○本特例の対象者数（事業収入1,000万円以上の法人事業体）※全法人を青色申告者と仮定
 2,134事業体 × 53.5% = 1,142事業体

②適用件数

○特別償却・税額控除別の適用件数

666森林組合のうち、580森林組合から林業経営体への適用状況を聞き取り調査(※3)した結果、
 本特例の適用件数の割合を推計。

・特別償却適用者数及びその割合… 0件 → 0件
 ・税額控除適用者数及びその割合… 1件 × 666組合/580組合 → 1件

③減収額

○器具・備品等1台当たりの取得価額

森林組合における本特例の適用実績(※3)を用いて試算。

・特別償却の取得価格… 0万円 ÷ 0件 = 0万円
 ・税額控除の取得価格… 110万円 ÷ 1件 = 110万円

○法人税の減税額

・特別償却

0万円 × ##### × 税率 15% × 0事業体 = 0.0百万円

・税額控除

110万円 × 税額控除率 7% × 1事業体 = 0.1百万円

(※1) 2015世界農林業センサス 林業作業の受託料金収入規模別経営体数1,000万円以上

(※2) 2010世界農林業センサス 組織形態別素材生産規模別林業サービス事業体1,000m3以上

(※3) 森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績(H29)

(平成30年度)

①対象者数

○本特例の対象者を事業収入1,000万円以上の者と仮定する 2,134事業体 (※4)

○林業事業体(素材生産量1,000m3以上)のうち、法人の割合(※5)

・個人事業体数 584事業体 ・法人事業体数 673事業体
 $673事業体 / (584事業体 + 673事業体) = 53.5\%$

○本特例の対象者数(事業収入1,000万円以上の法人事業体) ※全法人を青色申告者と仮定
 $2,134事業体 \times 53.5\% = 1,142事業体$

②適用件数

○特別償却・税額控除別の適用件数

662森林組合のうち、570森林組合から林業経営体への適用状況を聞き取り調査(※6)した結果、本特例の適用件数の割合を推計。

・特別償却適用者数及びその割合… 0件 → 0件
 ・税額控除適用者数及びその割合… 0件 $\times 662組合/570組合 \rightarrow$ 0件

③減収額

○器具・備品等1台当たりの取得価額

森林組合における本特例の適用実績(※6)を用いて試算。

・特別償却の取得価格… 0万円 $\div$ 0件 = 0万円
 ・税額控除の取得価格… 0万円 $\div$ 0件 = 0万円

○法人税の減税額

・特別償却

0万円 $\times$ ##### $\times$ 税率 15% $\times$ 0事業体 = 0.0百万円

・税額控除

0万円 $\times$ 税額控除率 7% $\times$ 1事業体 = 0.0百万円

(※4) 2010世界農林業センサス 林業作業の受託料金収入規模別経営体数1,000万円以上

(※5) 2010世界農林業センサス 組織形態別素材生産規模別林業サービス事業体1,000m3以上

(※6) 森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績(H30)

(令和元年度)

①対象者数

○本特例の対象者を事業収入1,000万円以上の者と仮定する 2,134事業体 (※7)

○林業事業体(素材生産量1,000m3以上)のうち、法人の割合(※8)

・個人事業体数 584事業体 ・法人事業体数 673事業体
 $673事業体 / (584事業体 + 673事業体) = 53.5\%$

○本特例の対象者数(事業収入1,000万円以上の法人事業体) ※全法人を青色申告者と仮定
 $2,134事業体 \times 53.5\% = 1,142事業体$

②適用件数

○特別償却・税額控除別の適用件数

658森林組合のうち、590森林組合から林業経営体への適用状況を聞き取り調査(※9)した結果、本特例の適用件数の割合を推計。

・特別償却適用者数及びその割合… 0件 → 0件
 ・税額控除適用者数及びその割合… 0件 $\times 658組合/590組合 \rightarrow$ 0件

③減収額

○器具・備品等1台当たりの取得価額

森林組合における本特例の適用実績(※9)を用いて試算。

・特別償却の取得価格… 0万円 $\div$ 0件 = 0万円
 ・税額控除の取得価格… 0万円 $\div$ 0件 = 0万円

○法人税の減税額

・特別償却

0万円 $\times$ ##### $\times$ 税率 15% $\times$ 0事業体 = 0.0百万円

・税額控除

0万円 $\times$ 税額控除率 7% $\times$ 1事業体 = 0.0百万円

- (※ 7) 2015世界農林業センサス 林業作業の受託料金収入規模別経営体数1,000万円以上
- (※ 8) 2010世界農林業センサス 組織形態別素材生産規模別林業サービス事業体1,000m³以上
- (※ 9) 森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績 (R1)

令和2年度以降の①対象者数、②適用件数及び③減収額は、平成29年度と同程度と仮定する。

①対象者数：1,142事業体

②適用件数：0件

③減収額：

○器具・備品等1台当たりの取得価額

森林組合における本特例の適用実績を用いて試算。

・特別償却の取得価格… 0万円 ÷ 0件 = 0万円

・税額控除の取得価格… 0万円 ÷ 0件 = 0万円

○所得税の減税額

・特別償却

0万円 × ##### × 税率 15% × 0件 = 0.0百万円

・税額控除

0万円 × 税額控除率 7% × 0件 = 0.0百万円

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（林業関係）【林業事業体（法人）】
税目	法人住民税
根拠法	措42の12の3, 68の15の4

1. 適用実績及び適用見込み

区分		平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	令和元年度 (推計)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)
対象者数		1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
適用件数	特別償却	0	0	0	0	0	0
	税額控除	1	0	0	0	0	0
減収額 合計 (百万 円)	住民税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	事業税	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1件あたり 減収額 (百万 円)	住民税	-	-	-	-	-	-
	事業税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1件あたり 減収額 (百万 円)	住民税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	事業税	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1件あたり 減収額 (百万 円)	住民税	-	-	-	-	-	-
	事業税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※法人事業税において林業は非課税となっている。

2. 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(平成29年度)

(1) 適用実績

①対象者数

○本特例の対象者を事業収入1,000万円以上の者と仮定すると2,134事業体（※1）

○林業事業体(素材生産量1,000m3以上)のうち、法人の割合(※2)

・個人事業体数… 584事業体 ・法人事業体数… 673事業体
673事業体 / (584事業体 + 673事業体) = 53.5%

○本特例の対象者数（事業収入1,000万円以上の法人事業体）※全法人を青色申告者と仮定
2,134事業体 × 53.5% = 1,142事業体

②適用件数

○特別償却・税額控除別の適用件数

666森林組合のうち、580森林組合から林業経営体への適用状況を聞き取り調査(※3)した結果、本特例の適用件数の割合を推計。

・特別償却適用者数… 0件
・税額控除適用者数… 1件 × 666組合/580組合 = 1件

③減収額

○器具・備品等1台当たりの取得価額

森林組合における本特例の適用実績(※3)を用いて試算。

・特別償却の取得価格… 0万円 ÷ 0件 = 0万円
・税額控除の取得価格… 110万円 ÷ 1件 = 110万円

○法人税の減税額

・特別償却

0万円 × 特別償却率 30% × 税率 15% × 0件 = 0.0百万円

・税額控除

110万円 × 税額控除率 7% × 1件 = 0.1百万円

○住民税(法人税割)の減税額

・特別償却

0.0百万円 × 税率 12.9% = 0.0百万円

・税額控除

0.1百万円 × 税率 12.9% = 0.0百万円

(※1) 2015世界農林業センサス 林業作業の受託料金収入規模別経営体数1,000万円以上

(※2) 2010世界農林業センサス 組織形態別素材生産規模別林業サービス事業体1,000m3以上

(※3) 森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績(H29)

(平成30年度)

(1) 適用実績

①対象者数

○本特例の対象者を事業収入1,000万円以上の者と仮定す 2,134事業体 (※4)

○林業事業体(素材生産量1,000m³以上)のうち、法人の割合(※5)

・個人事業体数… 584事業体 ・法人事業体数… 673事業体
 673事業体 / (584事業体 + 673事業体) = 53.5%

○本特例の対象者数(事業収入1,000万円以上の法人事業体) ※全法人を青色申告者と仮定
 2,134事業体 × 53.5% = 1,142事業体

②適用件数

○特別償却・税額控除別の適用件数

662森林組合のうち、570森林組合から林業経営体への適用状況を聞き取り調査(※6)した結果、本特例の適用件数の割合を推計。

・特別償却適用者数… 0件
 ・税額控除適用者数… 0件 × 662組合 / 570組合 = 0件

③減収額

○器具・備品等1台当たりの取得価額

森林組合における本特例の適用実績(※6)を用いて試算。

・特別償却の取得価格… 0万円 ÷ 0件 = 0万円
 ・税額控除の取得価格… 0万円 ÷ 0件 = 0万円

○法人税の減税額

・特別償却

0万円 × 特別償却率 30% × 税率 15% × 0件 = 0.0百万円

・税額控除

0万円 × 税額控除率 7% × 0件 = 0.0百万円

○住民税(法人税割)の減税額

・特別償却

0.0百万円 × 税率 12.9% = 0.0百万円

・税額控除

0.0百万円 × 税率 12.9% = 0.0百万円

(※4)2015世界農林業センサス 林業作業の受託料金収入規模別経営体数1,000万円以上

(※5)2010世界農林業センサス 組織形態別素材生産規模別林業サービス事業体1,000m³以上

(※6)森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績(H30)

(令和元年度)

(1) 適用実績

①対象者数

○本特例の対象者を事業収入1,000万円以上の者と仮定す 2,134事業体 (※7)

○林業事業体(素材生産量1,000m3以上)のうち、法人の割合(※8)

・個人事業体数… 584事業体 ・法人事業体数… 673事業体
 673事業体 / (584事業体 + 673事業体) = 53.5%

○本特例の対象者数(事業収入1,000万円以上の法人事業体) ※全法人を青色申告者と仮定
 2,134事業体 × 53.5% = 1,142事業体

②適用件数

○特別償却・税額控除別の適用件数

658森林組合のうち、590森林組合から林業経営体への適用状況を聞き取り調査(※9)した結果、本特例の適用件数の割合を推計。

・特別償却適用者数… 0件
 ・税額控除適用者数… 0件 × 658組合/590組合 = 0件

③減収額

○器具・備品等1台当たりの取得価額

森林組合における本特例の適用実績(※9)を用いて試算。

・特別償却の取得価格… 0万円 ÷ 0件 = 0万円
 ・税額控除の取得価格… 0万円 ÷ 0件 = 0万円

○法人税の減税額

・特別償却

0万円 × 特別償却率 30% × 税率 15% × 0件 = 0.0百万円

・税額控除

0万円 × 税額控除率 7% × 0件 = 0.0百万円

○住民税(法人税割)の減税額

・特別償却

0.0百万円 × 税率 12.9% = 0.0百万円

・税額控除

0.0百万円 × 税率 12.9% = 0.0百万円

(※7)2015世界農林業センサス 林業作業の受託料金収入規模別経営体数1,000万円以上

(※8)2010世界農林業センサス 組織形態別素材生産規模別林業サービス事業体1,000m3以上

(※9)森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績(R1)

(2) 適用見込み

令和2年度以降の①対象者数、②適用件数及び③減収額は、令和元年度と同程度と仮定する。

①対象者数： 1,142事業体

②適用件数： 0件

③減収額：

○器具・備品等1台当たりの取得価額

森林組合における本特例の適用実績を用いて試算。

・特別償却の取得価格… 0万円 ÷ 0件 = 0万円

・税額控除の取得価格… 0万円 ÷ 1件 = 0万円

○法人税の減税額

・特別償却

0万円 × 特別償却率 30% × 税率 15% × 0件 = 0.0百万円

・税額控除

0万円 × 税額控除率 7% × 0件 = 0.0百万円

○法人住民税(法人税割)の減税額

・特別償却

0.0百万円 × 税率 12.9% = 0.0百万円

・税額控除

0.0百万円 × 税率 12.9% = 0.0百万円

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（漁業経営体（法人）関係）
税 目	法人税
根拠法	措 42 の 12 の 3,68 の 15 の 4

1 適用実績及び適用見込み

		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)
適用の範囲（法人）		5,000	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
適用件数（件）	特別償却	26	26	26	26	26	26
	税額控除	29	28	28	28	28	28
減 収 額 合 計 (百万円)	特別償却	4.1	4.1	4.1	4.1	5.2	5.2
	税額控除	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
1 件あたり減収 額（百万円）	特別償却	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	税額控除	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績（推計）

[平成 29 年度]

① 対象者数

- ・ 漁業経営体のうち法人経営体※1・・・6 千経営体
- ・ うち年間販売金額 1 千万円以上の経営体※2・・・5 千経営体

② 適用件数（平成 28 年度の推計適用件数を基に、平成 29 年度の適用件数を推計）

- ・ 活性化税制適用件数・・・55 法人×（955 組合/960 組合）= 55 法人
- ・ 特別償却の割合・・・47.6%※3
- ・ 特別償却の適用件数・・・55 法人×47.6% = 26 法人

- ・ 税額控除の割合・・・52.4%※4

- ・ 税額控除の適用件数・・・55 法人×52.4% = 29 法人

③ 減収額

○ 器具・備品等 1 件当たりの平均取得価額（漁業協同組合に対する調査（平成 26 年度実績の）実績値）

- ・ 特別償却 35 百万円 ÷ 10 件 = 3.5 百万円

- ・ 税額控除 14 百万円 ÷ 11 件 = 1.3 百万円

○ 法人税の減税額

- ・ 特別償却・・・3.5 百万円×30%（特別償却率）×15%（税率）×26 法人 = 4.1 百万円

- ・ 税額控除・・・1.3 百万円×7%（税額控除率）×29 法人 = 2.6 百万円

※1：「2013 年漁業センサス」（農林水産省）の漁業経営体数（全国（海面漁業及び内水面漁業））のうち個人経営体以外の数値

※ 2 : 「2013 年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業)のうち販売金額別経営体数の数値である。内水面漁業湖沼漁業に関しては、団体経営体数について販売金額別データが存在しなかったため、団体経営体数に湖沼漁業者に占める年間販売金額 1 千万円以上の経営体数の割合を乗じて推計した。)

※ 3,4 : 漁業協同組合に対する調査(平成 26 年度実績)の集計値

[平成 30 年度]

① 対象者数

- ・ 漁業経営体のうち法人経営体※5・・・5.5 千経営体
- ・ うち年間販売金額 1 千万円以上の経営体※6・・・4.3 千経営体

② 適用件数(平成 29 年度の推計適用件数を基に、平成 30 年度の適用件数を推計)

- ・ 活性化税制適用件数・・・55 法人×(945 組合/960 組合) = 54 法人
- ・ 特別償却の割合・・・47.6%※7
- ・ 特別償却の適用件数・・・54 法人×47.6% = 26 法人

- ・ 税額控除の割合・・・52.4%※8

- ・ 税額控除の適用件数・・・54 法人×52.4% = 28 法人

③ 減収額

○ 器具・備品等 1 件当たりの平均取得価額(漁業協同組合に対する調査(平成 26 年度実績の)実績値)

- ・ 特別償却 35 百万円 ÷ 10 件 = 3.5 百万円
- ・ 税額控除 14 百万円 ÷ 11 件 = 1.3 百万円

○ 法人税の減税額

- ・ 特別償却・・・3.5 百万円×30%(特別償却率)×15%(税率)×26 法人 = 4.1 百万円
- ・ 税額控除・・・1.3 百万円×7%(税額控除率)×28 法人 = 2.5 百万円

※ 5 : 「2018 年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業))のうち個人経営体以外の数値

※ 6 : 「2018 年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業)のうち販売金額別経営体数の数値である。内水面漁業湖沼漁業に関しては、団体経営体数について販売金額別データが存在しなかったため、団体経営体数に湖沼漁業者に占める年間販売金額 1 千万円以上の経営体数の割合を乗じて推計した。)

※ 7,8 : 漁業協同組合に対する調査(平成 26 年度実績)の集計値

[令和元年度]

令和元年度については、平成 30 年度の①対象者数、②適用件数及び③減収額と同程度と推定する。

① 対象者数 : 4.3 千経営体

② 適用件数 : 54 法人(特別償却の適用件数:26 法人,税額控除の適用件数:28 法人)

③ 減 収 額

○ 器具・備品等 1 件当たりの平均取得価額(漁業協同組合に対する調査(平成 26 年度実績の)実績値)

- ・ 特別償却 35 百万円 ÷ 10 件 = 3.5 百万円
- ・ 税額控除 14 百万円 ÷ 11 件 = 1.3 百万円

○ 法人税の減税額

- ・ 特別償却・・・3.5 百万円×30%(特別償却率)×15%(税率)×26 法人 = 4.1 百万円
- ・ 税額控除・・・1.3 百万円×7%(税額控除率)×28 法人 = 2.5 百万円

(2) 適用見込み

[令和 2 年度]

平成 30 年度の①対象者数、②適用件数と同程度と仮定する。法人税率は 15%として算出。

① 対象者数 : 4.3 千経営体

②適用件数：54 法人（特別償却の適用件数:26 法人,税額控除の適用件数:28 法人）

③減収額

○器具・備品等 1 件当たりの平均取得価額(漁業協同組合に対する調査(平成 26 年度実績の)実績値)

・特別償却 35 百万円 ÷ 10 件 = 3.5 百万円

・税額控除 14 百万円 ÷ 11 件 = 1.3 百万円

○法人税の減税額

・特別償却・・・3.5 百万円×30%（特別償却率）×15%(税率)×26 法人 = 4.1 百万円

・税額控除・・・1.3 百万円×7%（税額控除率）×28 法人 = 2.5 百万円

[令和 3 年度～4 年度]

平成 30 年度の①対象者数、②適用件数と同程度と仮定する。法人税率は 19%として算出。

①対象者数：4.3 千経営体

②適用件数：54 法人（特別償却の適用件数:26 法人,税額控除の適用件数:28 法人）

③減収額

○器具・備品等 1 件当たりの平均取得価額(漁業協同組合に対する調査(平成 26 年度実績の)実績値)

・特別償却 35 百万円 ÷ 10 件 = 3.5 百万円

・税額控除 14 百万円 ÷ 11 件 = 1.3 百万円

○法人税の減税額

・特別償却・・・3.5 百万円×30%（特別償却率）×19%(税率)×26 法人 = 5.2 百万円

・税額控除・・・1.3 百万円×7%（税額控除率）×28 法人 = 2.5 百万円

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（漁業経営体（法人）関係）
税 目	法人住民税、法人事業税
根拠法	措 42 の 12 の 3、68 の 15 の 4

1 適用実績及び適用見込み

		平成 29 年度 推計	平成 30 年度 推計	令和 元年度 推計	令和 2 年度 見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込
適用の範囲（法人）		5,000	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
適用件数 （件）	特別償却	26	26	26	26	26	26
	税額控除	29	28	28	28	28	28
減収額合計 （百万円）	住民税 （特別償却）	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
	住民税 （税額控除）	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
	事業税、地方 法人特別税等	2.9	2.9	2.7	2.7	4.0	4.0
1 件あたり 減収額（百 万円）	住民税 （特別償却）	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02
	住民税 （税額控除）	0.01	0.01	0	0	0.01	0.01
	事業税、地方 法人特別税等	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

[平成 29 年度]

① 対象者数

- ・ 漁業経営体のうち法人経営体※ 1・・・6 千経営体
- ・ うち年間販売金額 1 千万円以上の経営体※ 2・・・5 千経営体

② 適用件数（平成 28 年度の推計適用件数を基に、平成 29 年度の適用件数を推計）

- ・ 活性化税制適用件数・・・55 法人×（955 組合/960 組合）= 55 法人
- ・ 特別償却の割合・・・47.6%※ 3
- ・ 特別償却の適用件数・・・55 法人×47.6% = 26 法人

- ・ 税額控除の割合・・・52.4%※ 4

- ・ 税額控除の適用件数・・・55 法人×52.4% = 29 法人

③ 減収額

○ 器具・備品等 1 件当たりの平均取得価額（漁業協同組合に対する調査（平成 26 年度実績の）実績値）

- ・特別償却 35 百万円 ÷ 10 件 = 3.5 百万円
- ・税額控除 14 百万円 ÷ 11 件 = 1.3 百万円

○法人税の減税額

- ・特別償却・・・3.5 百万円×30%（特別償却率）×15%（税率）×26 法人 = 4.1 百万円
- ・税額控除・・・1.3 百万円×7%（税額控除率）×29 法人 = 2.6 百万円

○法人住民税の減税額

- ・特別償却・・・4.1 百万円×12.9%（税率） = 0.5 百万円
- ・税額控除・・・2.6 百万円×12.9%（税率） = 0.3 百万円

○法人事業税、地方法人特別税の減税額

- ・法人事業税・・・3.5 百万円×30%（特別償却率）×6.7%（税率）×26 法人 = 2 百万円
- ・地方法人特別税・・・2 百万円×43.2%（税率） = 0.9 百万円

※1：「2013 年漁業センサス」（農林水産省）の漁業経営体数（全国（海面漁業及び内水面漁業））のうち個人経営体以外の数値

※2：「2013 年漁業センサス」（農林水産省）の漁業経営体数（全国（海面漁業及び内水面漁業）のうち販売金額別経営体数の数値である。内水面漁業湖沼漁業に関しては、団体経営体数について販売金額別データが存在しなかったため、団体経営体数に湖沼漁業者に占める年間販売金額 1 千万円以上の経営体数の割合を乗じて推計した。）

※3,4：漁業協同組合に対する調査（平成 26 年度実績）の集計値

[平成 30 年度]

① 対象者数

- ・漁業経営体のうち法人経営体※5・・・5.5 千経営体
- ・うち年間販売金額 1 千万円以上の経営体※6・・・4.3 千経営体

② 適用件数（平成 28 年度の推計適用件数を基に、平成 30 年度の適用件数を推計）

- ・活性化税制適用件数・・・55 法人×（945 組合/960 組合） = 54 法人
- ・特別償却の割合・・・47.6%※7
- ・特別償却の適用件数・・・54 法人×47.6% = 26 法人

- ・税額控除の割合・・・52.4%※8
- ・税額控除の適用件数・・・54 法人×52.4% = 28 法人

③ 減収額

○器具・備品等 1 件当たりの平均取得価額（漁業協同組合に対する調査（平成 26 年度実績の）実績値）

- ・特別償却 35 百万円 ÷ 10 件 = 3.5 百万円
- ・税額控除 14 百万円 ÷ 11 件 = 1.3 百万円

○法人税の減税額

- ・特別償却・・・3.5 百万円×30%（特別償却率）×15%（税率）×26 法人 = 4.1 百万円
- ・税額控除・・・1.3 百万円×7%（税額控除率）×28 法人 = 2.5 百万円

○法人住民税の減税額

- ・特別償却・・・4.1 百万円×12.9%（税率） = 0.5 百万円
- ・税額控除・・・2.5 百万円×12.9%（税率） = 0.3 百万円

○法人事業税、地方法人特別税の減税額

- ・法人事業税・・・3.5 百万円×30%（特別償却率）×6.7%（税率）×26 法人 = 2 百万円
- ・地方法人特別税・・・2 百万円×43.2%（税率） = 0.9 百万円

※5：「2018 年漁業センサス」（農林水産省）の漁業経営体数（全国（海面漁業及び内水面漁業））のうち個人経営体以外の数値

※6：「2018 年漁業センサス」（農林水産省）の漁業経営体数（全国（海面漁業及び内水面漁業）のうち販売金額別経営体数の数値である。内水面漁業湖沼漁業に関しては、団体経営体数について販売金額別データが存在しなかったため、団体経営体数に湖沼漁業者に占める年間販売金額 1 千万円以上の経営体数の割合を乗じて推計した。）

※7,8：漁業協同組合に対する調査（平成 26 年度実績）の集計値

[令和元年度]

令和元年度については、平成 30 年度の①対象者数、②適用件数と同程度と推定する。

①対象者数：4.3 千経営体

②適用件数：54 法人

③減収額

○器具・備品等 1 件当たりの平均取得価額(漁業協同組合に対する調査(平成 26 年度実績の)実績値)

・特別償却 35 百万円 ÷ 10 件 = 3.5 百万円

・税額控除 14 百万円 ÷ 11 件 = 1.3 百万円

○法人税の減税額

・特別償却…3.5 百万円×30%（特別償却率）×15%(税率)×26 法人 = 4.1 百万円

・税額控除…1.3 百万円×7%（税額控除率）×28 法人 = 2.5 百万円

○法人住民税の減税額

・特別償却…4.1 百万円×7.0%（税率） = 0.3 百万円

・税額控除…2.5 百万円×7.0%（税率） = 0.2 百万円

○法人事業税、特別法人事業税の減税額

・法人事業税…3.5 百万円×30%（特別償却率）×7.0%（税率）×26 法人 = 2 百万円

・特別法人事業税…2 百万円×37%（税率） = 0.7 百万円

(2) 適用見込み

[令和 2 年度]

令和 2 年度については、平成 30 年度の①対象者数、②適用件数と同程度と仮定する。

①対象者数：4.3 千経営体

②適用件数：54 法人

③減収額

○器具・備品等 1 件当たりの平均取得価額(漁業協同組合に対する調査(平成 26 年度実績の)実績値)

・特別償却 35 百万円 ÷ 10 件 = 3.5 百万円

・税額控除 14 百万円 ÷ 11 件 = 1.3 百万円

○法人税の減税額

・特別償却…3.5 百万円×30%（特別償却率）×15%(税率)×26 法人 = 4.1 百万円

・税額控除…1.3 百万円×7%（税額控除率）×28 法人 = 2.5 百万円

○法人住民税の減税額

・特別償却…4.1 百万円×7.0%（税率） = 0.3 百万円

・税額控除…2.5 百万円×7.0%（税率） = 0.2 百万円

○法人事業税、特別法人事業税の減税額

・法人事業税…3.5 百万円×30%（特別償却率）×7.0%（税率）×26 法人 = 2 百万円

・特別法人事業税…2 百万円×37%（税率） = 0.7 百万円

[令和 3 年度～4 年度]

平成 30 年度の①対象者数、②適用件数と同程度と仮定する。

①対象者数：4.3 千経営体

②適用件数：54 法人

③減収額

○器具・備品等 1 件当たりの平均取得価額(漁業協同組合に対する調査(平成 26 年度実績の)実績値)

・特別償却 35 百万円 ÷ 10 件 = 3.5 百万円

・税額控除 14 百万円 ÷ 11 件 = 1.3 百万円

○法人税の減税額

・特別償却…3.5 百万円×30%（特別償却率）×19%(税率)×26 法人 = 5.2 百万円

・税額控除…1.3 百万円×7%（税額控除率）×28 法人 = 2.5 百万円

○法人住民税の減税額

・特別償却…5.2 百万円×7.0%（税率） = 0.4 百万円

- ・ 税額控除・・・ $2.5 \text{ 百万円} \times 7.0\% \text{ (税率)} = \underline{0.2 \text{ 百万円}}$
- 法人事業税、特別法人事業税の減税額
- ・ 法人事業税・・・ $5.2 \text{ 百万円} \times 30\% \text{ (特別償却率)} \times 6.7\% \text{ (税率)} \times 26 \text{ 法人} = \underline{3 \text{ 百万円}}$
- ・ 特別法人事業税・・・ $3 \text{ 百万円} \times \underline{37.0\% \text{ (税率)}} = \underline{1 \text{ 百万円}}$

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成29年度	その他の機械 (77)	その他の製造工業製品 (7)	
平成30年度	その他の機械 (76)	その他の製造工業製品 (16)	
令和元年度	その他の機械 (76)	その他の製造工業製品 (8)	
令和2年度	その他の機械 (76)	その他の製造工業製品 (8)	
令和3年度	その他の機械 (76)	その他の製造工業製品 (8)	
令和4年度	その他の機械 (76)	その他の製造工業製品 (8)	